主 文

- 原告の請求を棄却する。
- 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実

第一 当事者の求める裁判

原告

参加人を申立人、原告を被申立人とする都労委昭和四八年(不)第三号事 (-)件につき、被告が同年五月九日付でした別紙命令書(以下「命令書」という。)記 載の命令(以下「本件命令」という。)を取り消す。

 (\square) 訴訟費用は被告の負担とする。

主文同旨

第二 請求原因

本件命令

参加人は被告に対し、原告を被申立人として、命令書理由第二・一・(1)記載 のとおり救済命令を求める申立てをした。被告は昭和四八年五月八日付で命令書記 載のとおりの本件命令を発し、この命令書写は同月一九日原告に交付された。 本件命令の違法性

本件命令は、原告が、昭和四七年年末一時金(以下「本件一時金」という。)に つき、同年一二月一日参加人の日本メール・オーダー分会(以下「分会」とい う。)に対してした上積み回答に付していた「組合は生産性向上に協力すること」 との前提条件に固執して分会と妥結せず、分会所属の組合員に対し本件一時金を支 給しなかつたことをもつて不当労働行為であるとしているが、これは事実の認定お よび法令の適用を誤つたもので違法である。また、本件命令は、命令書主文記載の とおり分会所属の組合員に対する本件一時金の支給を命じているが、これは被告の 権限を逸脱し、本来救済命令として命ずることができないことを命ずるもので違法である。よつて、本件命令の取消しを求める。 三 本件一時金に関する交渉経過等

命令書理由第一記載事実の認否

1 一記載事実について

- (1) 記載事実のうち、本件命令が発せられた昭和四八年五月八日当時に おける分会所属の組合員数は知らない。その余の事実は認める。
- (2) (2) 記載事実のうち、昭和四八年五月八日当時における原告の従業員数 は否認する。その余の事実は認める。
 同日当時における原告の従業員数は二三一名である。

(3) 記載事実のうち、昭和四八年五月八日当時における日本メール・オ (3) -ダー労働組合(以下「JMO労組」という。)所属の組合員数は否認する。その 余の事実は認める。

同日当時におけるJMO労組所属の組合員数は一五〇名である。

2 二記載事実について

(1) (1) 記載事実は認める。

、京告が昭和四七年一一月二四日の分会との第一回団体交渉において呈示した本件 一時金についての回答額は、同月二二日にJMO労組に呈示したそれと同一のもの であつて、昭和四六年の営業収益に対する昭和四七年のそれの伸長率を昭和四六年 における賃金および一時金の総支給額に乗じて得た金額から導いたものであり、し たがつて、これは、昭和四七年の営業実績を土台にする限り、原告として支給し得 る限度一杯のものであつた。そして、原告は右団体交渉において分会に対しその旨 説明した。

(2) 記載事実のうち、原告が、昭和四七年一二月一日の分会との第二回 団体交渉において、本件一時金について二つの前提条件を付したうえ金三、一〇〇 円の上積み回答をし、その後「会社玄関ドアガラスの破損弁償金七、五〇〇円の支 払いをすること」との前提条件を撤回したこと、これに対し、分会が、原告の回答 のうち、本件一時金の額とその査定部分の割合については同意の意向を示したが、 「組合は生産性向上に協力すること」との前提条件については拒否の態度をとり

原告がこの前提条件は右回答と不可分一体のものであると主張したこと、このよう

なことから、原告と分会とが本件一時金につき妥結するに至らなかつたことは認める。その余の事実は否認する。

る。 このホの事気は日間する。 原告が分会に対して、右のとおり、本件一時金につき「生産性向上についての協力」という前提条件を付した上積み回答をしたのは、後述のような事情からである。そして、原告は団体交渉等において分会に対し、このような事情からして右前提条件は金三、一〇〇円の上積みの大前提たるもので、健全な会社経営の発展のために必要不可欠のものであることを再三説明するとともに、右前提条件の内容についても、「時間中、指示命令に服して一生懸命に働くことである」と説明してきた。

(3) (3) 記載事実は認める。

(二)不当労働行為の不成立

1 本件のように、その会社内に存在する二つの労働組合からそれぞれ共通の要求を受け、これに対して同一の回答を呈示したところ、一方の労働組合がらそれぞれはの回答を受け入れて会社と労働協約を締結したが、他方の労働組合はこれの労働組合でに至っていないというような場合、その結果を生じ、前者の労働組合所属組合員間に労働条件について差異を生じ、前者の労働組合所属組合員が前者の労働組合所属組合員よりも不りであるといるといるというにをもつて会社が後者の労働組合の運営を支にして所属組合員を前者の労働組合の労働組合の当まに差別するものであるとか、後者の労働組合の運営を支にして、不当労働行為であるということはできるして、不当労働行為であるということはできるして、不当労働行為であるということはできによって団結権、団体交渉権および団体行動権をはいるといるものであるというである。

2 原告は分会およびJMO労組に対し、本件一時金について、「生産性向上についての協力」という前提条件を付した同一の上積み回答をはその後撤回したそのもしたドアガラスの破損弁償金の支払いという前提条件はその後撤回した労働協会と労働はこれを受け入れて、昭和四七年との日原告を受け入れて、昭和四七年との日原告を受け入れて、昭和四七年との日原告を受け入れての協力」とはできるは「生産性向上につの協力」を妥結したが、分会は「生産性向上につの協力」を受けることに対した。それに、原告が上積み回答に右前提条件をある。それに、原告が上積み回答に右前提条件をあるいて説明はずるとは、の方に対したのは、の方にはないの方にはないの方にはないの方にはないの方に、既に原告との間に右前提条件を付した上積み回答にたの労働協のであるに至いたJMO労組と自己によっとしてものであるに至が右前提条件の維持を主張していたとしても、それは分会に下、原告が右前提条件の維持を主張しても、それは分会の活動に対しながならないものであるがの結果にほかならないものであるがの結果にほかならないものであるがあるが表にほかならないものがあるがあるが表にほかならないものであるが有には対しては対しないの結果には対ならないものが表にであるが表には対しては対しても、の結果には対してあるがあるがあるが表には対しては対しても、の対したというには対しているのは対したというには対しているのは対したというには対しているのは対しているのは対した。

四 本件一時金の支給を命ずることの違法性

本件命令は、次の点において、被告の権限を逸脱し、本来救済命令として命ずる ことができないことを命じた違法がある。

- (-)原告は、分会との合意の成立がない限り、分会所属の組合員に対する本件 一時金の支払いを義務づけられる法律上の理由はない。したがつて、被告といえど も、原告と分会との間に合意の成立がない以上、分会所属の組合員に対する本件一 時金の支払いを原告に命ずることはできないものである。
- $(\underline{})$ 不当労働行為制度の目的は自由対等な団体交渉が可能な状態への回復ある いは地ならしにあり、そのために自由な団結と争議行為に加えられた使用者による不公正な圧迫の排除と、閉ざされた団体交渉への門戸の解放をしようとするもので ある。不当労働行為制度の右目的からすれば、被告は、本件一時金問題のような本 来労使双方の合意によって処理されるべき問題については、本件命令のような直接 合意の内容を決定づける救済命令を発することは許されず、たかだか団体交渉の自 由対等性を回復させ、使用者がかたくなに閉ざしている団体交渉の門戸を開かせる に足りる救済の措置、すなわち本件についてみれば、原告に対し「生産性向上につ いての協力」という前提条件に固執することなく分会との団体交渉に臨まなければ ならないことを命じ得るにとどまるものである。
- (Ξ) 本件命令は、「生産性向上についての協力」という前提条件なしに分会所 属組合員に対する本件一時金の支給を命じている点において、JMO労組との間に この前提条件を含んだ労働協約を締結している原告に対し、JMO労組との関係に おいて不当労働行為となるようなことを命ずるものであつて、被告がこのような救 済命令を発することは許されない。
- 第三 請求原因に対する被告および参加人の答弁
- 第一項について

認める。

被告および参加人は、命令書理由第二・三記載の「支給対象期間は昭和四七年六 月一日より同年一二月三〇日までの六か月とする」との部分を「支給対象期間は昭 和四七年六月一日より同年――月三〇日までの六か月とする」としたうえ、命令書 記載のとおり事実上および法律上の主張をする。

第二項について 本件命令が、原告主張のとおり不当労働行為を認定し、その主張のとおり命じて いることは認める。その余は争う。

被告が、本件命令において、不当労働行為を認定した理由は、命令書記載のとお りであるし、原告主張のとおり命じていることは、被告の権限を逸脱するものでは ない。したがつて、本件命令は適法である。

第三項について

(一) について (-)

- (2)後段の事実、1・(3)後段の事実は否認する。
- 1 2・(1)後段の事実のうち、原告がその主張のとおり分会に呈示した本件一 時金についての回答額が、その主張のとおりJMO労組に呈示したそれと同一のも のであつたことは認め、その余の事実は否認する。
- 2・(2)後段の事実のうち、原告が分会との団体交渉において、 「生産性向上 についての協力」という前提条件の内容につき、時間中指示命令に従つて一生懸命働くという趣旨であると説明したことがあることは認め、その余の事実は否認す る。
- 2・(3)後段の事実のうち、原告がその主張の日にJMO労組に呈示した本件 -時金についての回答額に対し、JMO労組が強い不満を示し、回答額の上積みを 強く要求したこと、原告がその主張の日にJMO労組および分会に対し、その主張 のとおり上積み回答をしたことは認める。その余の事実は否認する。
- (二) について 1の主張は争う。
- 2の事実のうち、原告が分会およびJMO労組に対し、本件一時金について、 その主張のとおりの上積み回答をした(分会に対するそれに付されていたドアガラスの破損弁償金の支払いという前提条件はその後撤回した。)こと、JMO労組が これを受け入れて、原告主張の日に原告と労働協約を締結したこと、分会が「生産 性向上についての協力」という前提条件を受け入れることはできないとして、この 前提条件の維持を主張する原告と妥結するに至らなかつたこと、原告が分会に対し 右前提条件の内容について説明したことがあつたことは認める。その余の事実は否 認する。

四 四について 争う。 第四 証拠関係(省略)

理 由

一 本件命令

請求原因第一項の事実と、第二項の事実のうち、本件命令が、原告主張のとおり不当労働行為を認定し、その主張のとおり命じていることは、当事者間に争いない。

二 本件一時金に関する交渉経過等

(一) 命令書理由第一・一記載事実は、本件命令が発せられた昭和四八年五月八日当時における分会所属の組合員数、原告の従業員数、JMO労組所属の組合員数を除いて、当事者間に争いない。弁論の全趣旨によれば、同日当時における分会所属の組合員数は二〇名前後位、原告の従業員数は二三〇名から二四〇名位であり、JMO労組所属の組合員数は一二〇名を下らないことが認められる。 (二) 当事者間に争いない事実と成立に争いない乙第二号証、第三号証の一、同

(二) 当事者間に争いない事実と成立に争いない乙第二号証、第三号証の一、同号証の二の二、同号証の三、第四号証ならびに弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる(但し、乙第二、第四号証のうち、後記認定に反する記載部分は信用しない。)

ない。)。
1 分会は昭和四七年一一月九日原告に対し、本件一時金について、支給額は基本給の五か月分に一律金二〇、〇〇〇円を加えた額(従業員一人平均金二七〇、〇〇〇円)とする、成績査定による支給額の増減は行なわない、との要求を提出し、JMO労組も同日ころ原告に対し、本件一時金についての要求を提出した。

MO労組も同日ころ原告に対し、本件一時金についての要求を提出した。 2 原告は昭和四七年一月二二日の団体交渉においてJMO労組に対し、支給額は基本給の三・七一か月分(主任以下の従業員一人平均金一九二、一〇〇円をとる、その査定部分の割合は原則として上下二〇パーセントとする、との回答を率とともに、この支給額は昭和四六年の生産性に対する昭和四七年のそれの上昇であるとともに、立めるであり、原告が支給し得る最大限度のものであり、原告が支給し得る最大限度のものである当時という。しかし、JMO労組は支給額につき強い不満を示し、われわれは従来として、支給額の上積みを要求するとともに、支給額について再検討しないはよい方が、支給額の上積みを要求するとともに、支給額について再検討しないに対して、大きに対して、大きに対して、大きに対して、大きに対した。そこで、原告はJMO労組に対し、将来において従来以上に一生懸命労働に励むということを考慮に入れて支給額につき再検討した。

3 原告は分会に対し、昭和四七年――月一六日に暫定回答をしたうえ、同月二四日の第一回団体交渉において、同月二二日にJMO労組にしたのと同一の回答および説明をした。しかし、分会は支給額と査定部分の割合の両方について不満を示した。

4 原告は、前認定のとおり、昭和四七年一一月二二日の回答の支給額につき再検討することをJMO労組に約していたところから、同月二八日JMO労組に対して「生産性向上に協力すること」との前提条件を付したうえ、支給額は基本給の三十七七か月分(主任以下の従業員一人平均金一九五、二〇〇円)とする、その査定との割合は同月二二日の回答どおりとする、支給対象者は支給日当日の在籍者とれる、との全部で六項目にわたる回答をした。そして、JMO労組がこれを受ける、との全部で六項目にわたる回答をした。そして、JMO労組との間に、右前提条件を含む右回答と表に、原告は右一二月八日JMO労組との間に、右労働協約を締結した。それの下ので、原告は右一二月八日JMO労組所属の組合員に対しても、JMO労組と同一内の方は右一二月八日JMO労組合員に対しても、JMO労組と同一内の方法を支給するとともに、非組合員たる従業員に対しても、JMO労組と同一内の方法を支給するとともに、非組合員たる従業員に対しても、JMO労組と同一内の方法にともなって作成された協定書を掲示した。

た協定書を掲示したうえ、同日右同様本件一時金を支給した。 5 原告は昭和四七年一二月一日の第二回団体交渉において分会に対し、「組合は生産性向上に協力することおよび会社玄関ドアガラスの破損弁償金七、五〇〇円の支払いをすること」との前提条件を付したうえ、同年一一月二八日にJMO労組にしたのと同一の六項目にわたる回答をしたが(但し、ドアガラスの破損弁償金の支払いという前提条件は同年一二月一二日に撤回した。)、「生産性向上についての協力」という前提条件を付した事情については特に説明せず、この前提条件の内容 についてもその文言以上に出でるような具体的説明はしなかつた。これに対し、分会は、右六項目についてはこれを受け入れる旨を表明したが、「生産性向上についての協力」ということは、人員削減をともなう合理化、労働強化、実質的な賃下げ、労働組合潰し、労働組合の御用組合化等につながるものであると受け止め、原告の職場においても労働強化が押し進められているなかで職業病患者が発生しているし、いわゆる生産性向上運動にみられる諸問題も発生しているとして、右前提条件についてはこれを受け入れることができないことを明らかにし、右前提条件を右回答から切り離すよう要求した。しかし、原告は、右前提条件が右回答と不可分一体のものであると主張して、譲らず、そのため、右第二回団体交渉は物別れに終った。

6 原告は、本件一時金について、その後も分会との団体交渉を持ち、その際、「生産性向上についての協力」という前提条件の内容について、これは就労義務のある時間中は原告の業務命令に従つて一生懸命働くという趣旨であるとか、業務命令や残業要請に快く応ずる等原告に全面的に協力するという趣旨であるとかが説明した。しかし、分会は右前提条件を昭和四七年一二月一日の回答から切り離すべきことを主張し、他方原告は右前提条件が右回答と一体のものであるとして、前提条件の維持を主張し、両者とも互いに譲らないため、本件一時金についていまが妥結するに至つていない。なお、原告は同月二九日分会に対し、右前提条件が受け入れられないというのであれば、支給額については同年一一月二四日に回答したのであれないというのであれば、支給額については同年一一月二四日に回答したのであれないというのであれば、支給額については同年一一月二四日に回答したのである日でのである方である。

さらに、右前提条件は、原告がJMO労組にした同年一一月二二日の回答につき、JMO労組から前認定のような支給額についての上積み要求を受けた結果付されるに至つたものであり、JMO労組が右前提条件を受け入れるであろうというの原告において当初から明らかなことでもあつたものである。そして、これらの事において当初から明らかなことでもあったものである。そして、の団体交渉の経過、殊に原告がJMO労組と労働協約を締結した時期等を総合すれば、右前提条件に固答をしたこと自体はともかくとして、原告が右前提条件に固執して中金について分会と妥結せず、JMO労組所属の組合員や非組合員には本件一時金について分会と妥結せず、JMO労組所属の組合員や非組合員にはかりたことは、分会所属の組合員を表のことの故にあるいはその組合活動の弱体化やたことは、分会所属の組合員を動揺、混乱させ、分会の弱体化号に、これによるを得ない。したがつて、これは労働組合法第七条第一号おび第三号の不当労働行為を構成する。

四 本件一時金の支給を命ずることの適否

(一) 救済命令は、必要な事実上の措置を命ずることにより、労使間の関係を、 当該不当労働行為がなかつたのとできる限り同じ状態に回復させることを目的とす るものであるが、いかなる場合にどのような内容の救済命令を発するかについては 法令に特段の定めはない。したがつて、救済命令の内容については、右目的の範囲 内において労働委員会の裁量に委ねられているものと解される。

本件においては、原告が、本件一時金につき、昭和四七年一二月一日分会に対してした回答に付していた「生産性向上についての協力」という前提条件に固執して分会と妥結せず、分会所属の組合員に対し本件一時金を支給しなかったことが不当労働行為なのであるから、原告の分会に対する同年一一月二四日の回答どおり本件一時金の支給を命ずるのでは、本件不当労働行為の性質、内容からして救済の目のを達し得ない。分会は同年一二月一日の回答に対し、右前提条件を除いた六項目については、これを受け入れる旨表明しているのであるから、この回答どおり本件の時金の支給を認めるのが相当であり、支給対象者については、JMO労組所属の自己とび非組合員には同月八日に本件一時金が支給されていることからは相当である。そうすると、本件命令が命ずるところは相当である。そうすると、本件命令が命ずるところはない。

(二) 救済命令の目的は前述のとおりであつて、救済命令は私法上の法律関係の 存否の判断に基づいて法律上の措置を命ずるものではない。したがつて、原告の請 求原因第四項(一)の主張は理由がない。

(三) 本件不当労働行為の性質、内容からすれば、救済命令の内容としては、本件命令が命ずるところが相当であること前述のとおりである。原告の請求原因第四項(二)の主張のとおり命ずるのでは、本件不当労働行為については、その救済の目的を達するには当分でない。したがつて、原告のこの主張も採用と難い。

(四) 本件不当労働行為の性質、内容からすれば、分会とJMO労組との形式的平等取扱いを問題とするのは、本末顛倒の議論である。よつて、原告の請求原因第四項(三)の主張は理由がない。

五 結論

以上のとおりであつて、本件命令は適法である。そうすると、原告の本訴請求は理由がないから、これを棄却することとし、訴訟費用の負担については行政事件訴訟法第七条、民事訴訟法第八九条、第九四条後段を適用して、主文のとおり判決する。

(裁判官 宮崎啓一 安達敬 飯塚勝)

(別紙)

命令書

東京都労委昭和四八年(不)第三号

昭和四八年五月八日 命令

申立人 全日本商業労働組合

被申立人 株式会社日本メール・オーダー

主文

被申立人株式会社日本メール・オーダーは、昭和四七年一二月八日現在、申立人全日本商業労働組合に属する従業員に対して、昭和四七年年末一時金(一人平均一九五、二〇〇円)を申立人組合員以外の従業員に対する同一の基準で支給しなけれ

理 由

第一 認定した事実

一当事者

- (1) 申立人全日本商業労働組合は、全国の商業およびこれに関連する仕事にたずさわる労働者が組織する労働組合であり、また、被申立人会社の従業員でこの組合に加入しているものは、日本メール・オーダー分会(以下「分会」という)を結成している。その分会員数は現在二七名である。
- (2) 被申立人株式会社日本メール・オーダー(以下「会社」という)は、肩書地において主としてレコード、運動用具、教育用機材等の委託製造ならびに販売を営む会社で、従業員数を約二四〇名である。
- [03] 会社の従業員は上記分会のほか、日本メール・オーダー労働組合(以下「JMO労組」という)を結成しており、その組合員数は約一二〇名である。 二 分会の年末一時金要求と会社回答
- (1) 分会は、昭和四七年一一月九日、基本給×五カ月プラスー律二〇、〇〇〇円(一人平均二七万円)の年末一時金を会社に要求した。会社は、一六日に暫定回答を行ない、二四日の第一回団交において、基本給×三・七一カ月、査定上下二〇%(一人平均一九二、一〇〇円)の回答を行なつた。
- (2) しかし、分会がこれに対して強い不満を示したので、会社は一二月一日、第二回団交において、「組合は生産性向上に協力すること及び会社玄関ドアガラスの破損弁償金七、五〇〇円の支払いをすること」を前提条件として、基本給×三・七七カ月(一人平均一九五、二〇〇円)、支給対象者は支給日当日の在籍者とするとの回答を行なつた。(会社は、ガラスの破損弁償金の条件を後に撤回した。)分会は、年末一時金の金額と査定については、不満ながらも同意したけれども、

た。 た。 第二 当事者の主張と判断

- ー (1) 分会は、会社が分会にとつて同意できない前提条件を固執して、年末ー 時金を支給しないのは、差別扱いであり分会に対する破壊攻撃であると主張し、そ の支給と利息一割の付加支給およびポスト・ノーテイスを求めた。
- (2) 会社は、① 一二月一日の回答は生産性向上を見込んでの上積みであること、② 前提条件は回答金額と不可分のものであつて、いまだ妥結に至らない分会に一時金を支払わないのは当然であると主張した。
- 二 労使が年末一時金の団体交渉において、その提案や回答に条件をつけること、 その条件が違法である場合、いちぢるしく合理性を欠く場合に、「生産性に別とは、「生産性の回答になること」という条件を付したことを、直ちに違法である。 に協力すること」という条件を付したことを、はいり、をはいたがした。 に協力する」という表現は、きわめによるのである。 の条件を受諾した場合には、会社の方針いかんにとしては、会社がこのような抽象的文言の条件を固執する会の活動がある。 かね、この条件を受諾した場合には、会社の方針にして、からよがの なの条件を受けるおそれであると懸念したことがある。 を対して、会社がこのであると思い。 後一大幅な制限を受けるおそれである。 の会社は、分会との団体交渉にであると説明したことがある。 は、分会との団体交渉にであると説明したことがある。 は、分会が会社の右条件固執には、特段の意味がかくされている。 を対したことを一概に非難することにをない。
- 三会社は、年末一時金の額について、「生産性向上に協力する」ことに見合う分

を上積みしたと主張するが、(1) 会社が果して分会員のどのような行動を期待して幾何を上積みしたかは全く明らかでなく、(2) しかも、会社の回答に「支給対象期間は昭和四七年六月一日より同年一二月三〇日までの六カ月とする」と明示しているとおり、大半はすでに経過した期間を対象としているのであつて、賃金の後払いという一時金のもつ性格を反映している点から見ても、その妥結に際して、前記のような将来にわたつての協力を期待する条件を付することは合理性がなく、会社の主張は採用できない。また、会社は、分会が前記の前提条件を受諾しないならば、一一月二四日の回答額一九二、一〇〇円で妥結する用意があるとも主張するが、これは前記のような条件を取引きにして、分会員を不利益に取扱うもので許されない。

四 以上のように、会社と分会との間に、年末一時金について、妥結に至らなかつたのは、会社が前記のような前提条件を一体不可分のものとして固執した態度に起因する。したがつて、JMO労組の組合員および非組合員については、一時金が支給されているなかで、分会員について支給されていない結果をもたらしていることは、分会員に対する不利益扱いであり、同時にこのことによつて、分会員の動揺をさそい、分会の弱体化を企図したものと認めざるをえない。

五 そして、分会は前記認定のとおり、一二月一日には前提条件を除いて年末一時金の金額と査定に同意したのであるから、分会員についても、JMO労組および非組合員に対して年末一時金が支給された一二月八日現在の在籍者を支給対象者とすることが相当である。

六 申立人は年末一時金の支払について年一割の利息を付することを求めている。 (1) しかし、使用者の行為が債務不履行に該当するか否か、ひいて利息(遅延 損害金)の支払義務をも負担するか否かの認定には、債務の発生、履行遅滞の有 無、履行遅滞についての責任原因、履行遅滞について仮りに債権者側にも責任が存 する場合の処置など多くの法律的判断を必要とするが、行政機関たる労働委員会は もともと使用者の不当労働行為の存否を認定し、これに対して事実上の救済を命ず る権限を有するに止り、このような点について公権的判断を下す立場にはおかれて いない。

(2) もつとも、このように使用者の債務不履行の責任を追及するのではなく、使用者の不当労働行為によつて、労働組合員が受けた不利益を完全に回復するためには、事実上の救済として利息相当額の付加を考慮する必要も一般的に絶無とはい難い。しかし、本件においては、①申立人が利息の付加支払を求めたのは最終速度の分析で始めて明示したものであり、したがつて、この点については被申立人の弁明すら徴しておらず、②まして、審問における証拠の取調べに際しては、利息相当額の付加支払の必要性について全く念頭におかれていなかつたものであり、③本件において、分会員に対する年末一時金の支給に利息相当額を付加しなければ救本件において、分会員に対する年末一時金の支給に利息相当額を付加しなければ救済としていちぢるしく不十分であるとは認められないから、年一割の利息の付加を求める申立は、その利率について論ずるまでもなく、これを認容しないこととした。

第三 法律上の根拠

以上の次第であるから、会社が前提条件を固執し、年末一時金について分会と妥結せず、これを支給しなかつたことは、労働組合法第七条第一号および第三号に該当する。

なお、申立人はポスト・ノーテイスをも求めているが、本件の救済としては主文 の程度をもつて足りると判断する。

よって、労働組合法第二七条および労働委員会規則第四三条を適用して主文のとおり命令する。